

【参考】岩手県広域サイクリングルート(案) 設定方針

番号	項目	内容
①	ルートの数	○岩手県自転車活用推進計画に基づき4ルートとする。
②	ルートの通過地域	○各ルートが複数市町村に跨ること。 ○4ルートで県内全ての市町村を通過すること。
③	ルートの選定	○県管理自転車道線等の既存の道路を利活用するルートであること。 ○矢羽根等の自転車通行空間が確保可能な道路であること(拡幅等の新たな道路整備が伴わない)。
④	ルートの延長	○各ルートの延長が概ね100km以上であること。
⑤	ルートの魅力	○以下のいずれかを満たすルートであること。 ・地域を代表する観光地(歴史・文化・景勝地等)を有機的に連携していること。 ・国際的に著名な観光地を有機的に連携していること。 ・魅力的な景観の地域を通過していること。 ・複数の地形条件を通過して地形の変化を楽しむことができるルートとなっていること。
⑥	ルートの安全性	○自動車交通量が概ね10,000台/以上の幹線道路において車道混在となる区間を避けたルートであること。 ※ただし、郊外部において、「走行環境の安全性」に規定する整備がされている場合を除く。また、都市部においては、ルートに並行して代替ルートが無い場合は車道混在でもやむを得ないものとするが、市町村の自転車活用推進計画における自転車ネットワーク計画に位置付けられていること。また、現地及びルートマップ等で注意喚起すること。
		○狭小幅員のトンネルを含まないルートとすること。 ※近くに代替ルートが無い場合は狭小トンネルを利用したルートでもやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で狭小トンネルである旨注意喚起すること。
⑦	ルートの連続性	○自転車で通行できない区間がないこと。 ※近くに代替ルートが無い場合はやむを得ないものとする。ただし、現地及びルートマップ等で注意喚起されているとともに、自転車を押して通行できること。
⑧	ルートの休憩施設等	○いわてサイクルステーションなどの休憩施設や宿泊施設が一定間隔に存在すること。 ・休憩施設：概ね20kmごと ・宿泊施設：概ね60kmごと

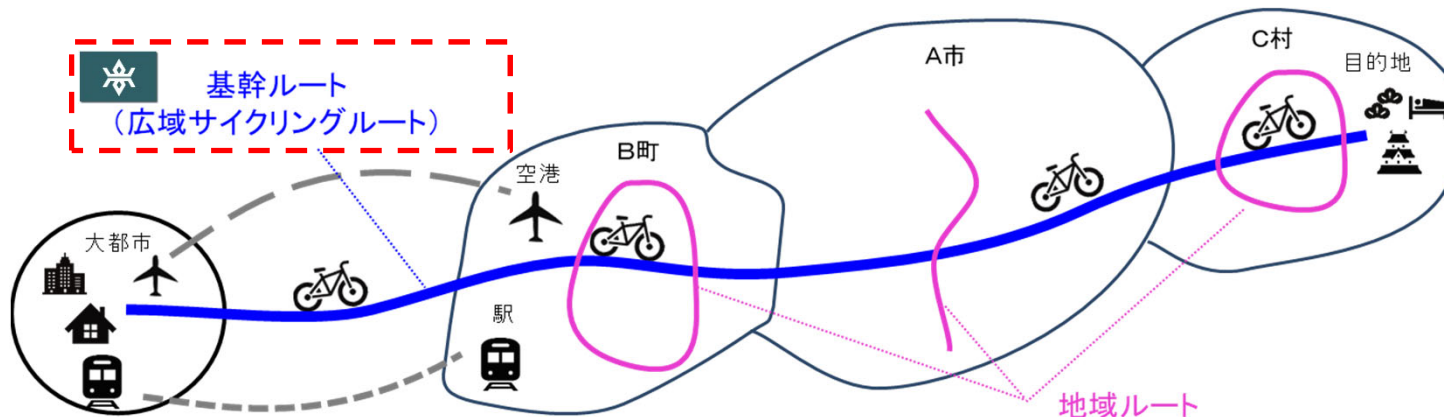
【参考】岩手県広域サイクリングルート(案) 設定コンセプト ※ 岩手県

- サイクリングルートは、市町村を跨ぐような骨格となる「**基幹ルート（広域サイクリングルート）**」と、基幹ルートに接続する短距離の「**地域ルート**」で構成する。
- このうち、**岩手県**では「**基幹ルート（広域サイクリングルート）**」の設定・整備を行う。

■サイクリングルートの比較と構成※

	基幹ルート（広域サイクリングルート）	地域ルート
ルートの特徴	市町村を跨ぐような骨格となるサイクリングルート	（基幹ルート周辺の）地域の短距離のサイクリングルート
コンセプト	空港や駅、都市部と目的地を結び、安全・安心に移動できる（案内や休憩施設が整っている）	基幹ルートから離れている地域の観光地や景勝地等、隠れた地域資源を楽しむ
コースレベル	主に、 中級者 ～ 上級者 向け	主に、 初級者 ～ 中級者 向け
想定するターゲット	休憩・宿泊施設を活用しながら、複数日に渡り長距離を走行する本格的なサイクリスト	地域の特色や観光を楽しみ、健康増進等を目的としたサイクリスト

※ 国土交通省資料（モデルルート設定の考え方）を参考に整理



▲基幹ルート、地域ルートのイメージ